

# 岐阜市地域生活支援拠点等整備に ついてのアンケート結果報告

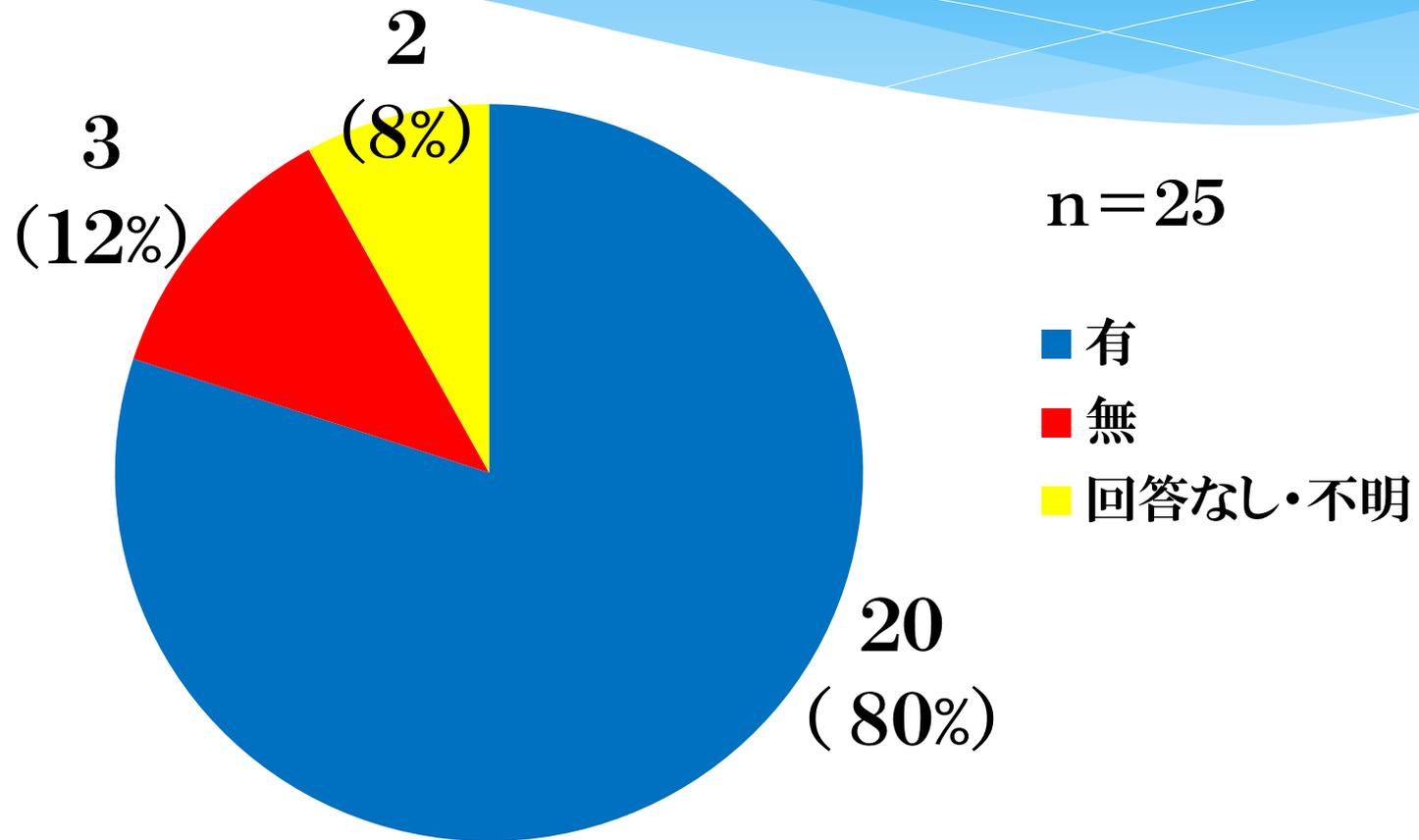
# 拠点等には5つの機能が必要とされています。

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

①②③について、アンケートを実施しましたので、①から順に結果報告をさせていただきます。

# ①相談（相談支援事業所）

## 1. 24時間365日または電話対応の必要性



# 必要性「有」と回答した主な意見

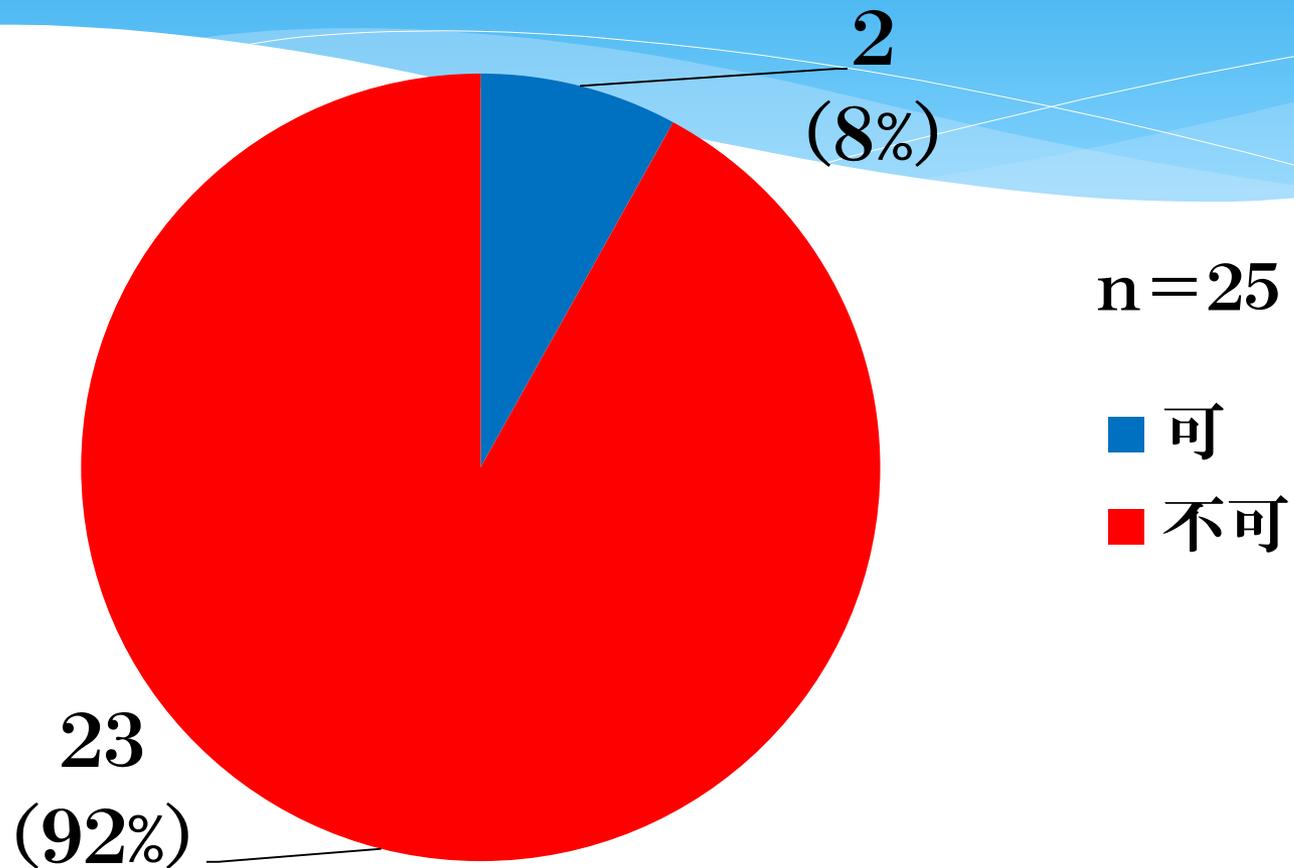
- 支援者の急な入院等により、支援が受けられなくなる障がい者や独居暮らしの障がい者の災害発生時等に対応するため必要
- 緊急時、誰に相談してよいか分からなくなることがあるため、体制は必要
- 緊急時の体制は必要だと思いが、緊急時ではないのに連絡し、受け手が疲弊するような体制の構築はすべきではない
- 命にかかわる場面では救急、事件が起きれば警察で対応することになる

# 必要性「無」と回答した主な意見

- 普段から緊急事態を想定した計画の作成が必要
- あるに越したことはないが、緊急時は医療や警察が動くことが多く、福祉で何かすることはあまり考えられない
- 平日昼間中心の対応だが、既契約者については夜間等に緊急を要する連絡が少ないため対応できている



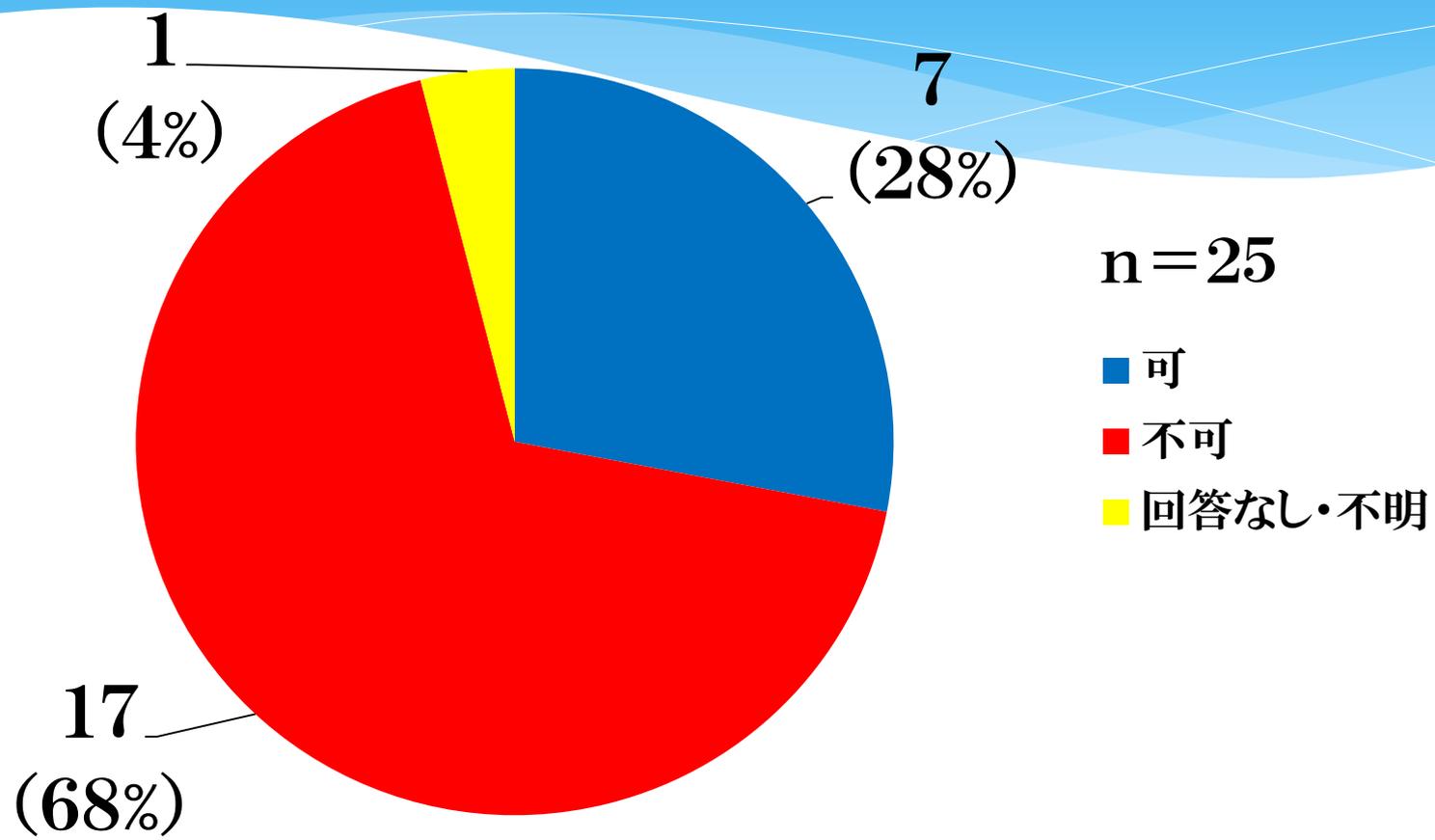
## 2. 24時間365日の対応



# どのような条件・体制であれば可能か

- 人員の確保、それに見合う報酬
- 専門性が必要になるので難しい
- 施設、GH等の併設であれば夜間の対応も可能

### 3. 24時間365日電話対応



# 可の事業所からの主なご意見

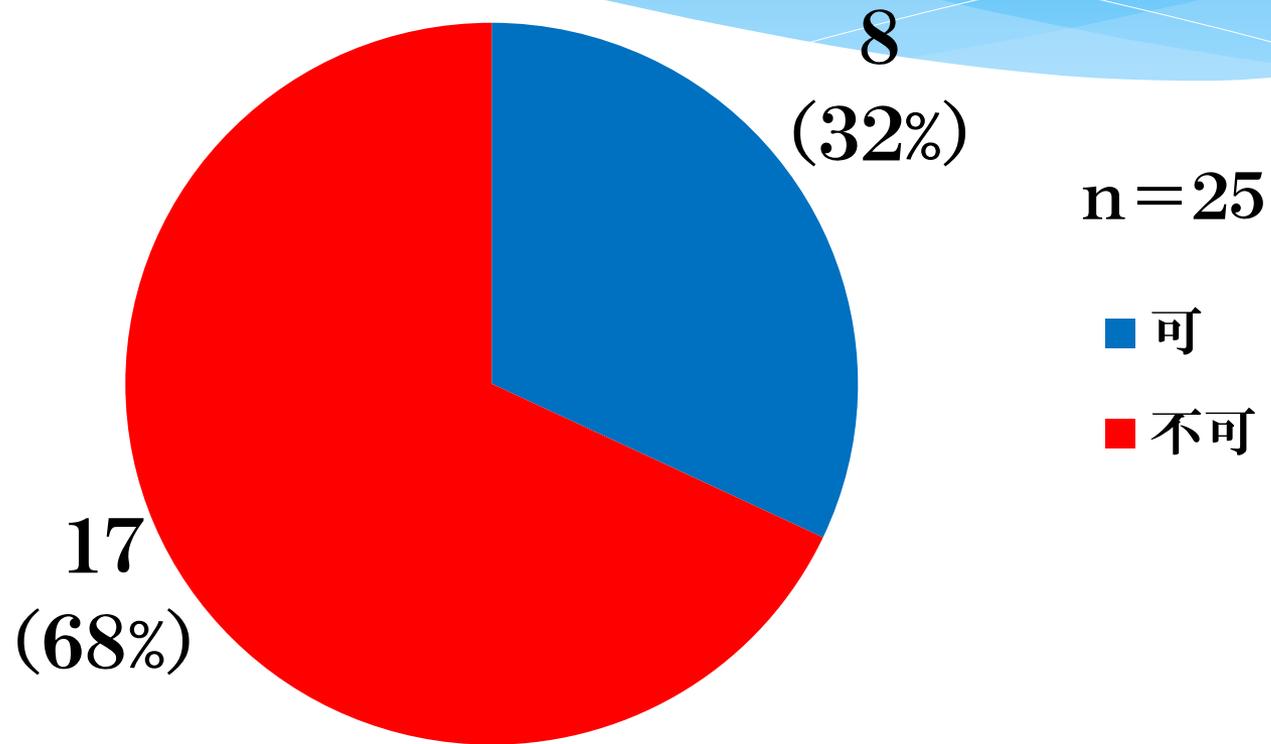
- 既に関わっている利用者であれば可能
- 人員確保、それに見合う報酬
- 輪番制であれば不可能ではない
- 利用者のニーズに対応できる障害福祉サービスが整ってほしい

# どのような条件・体制であれば可能か

- 人員の確保、それに見合う報酬
- 輪番制であれば可能
- 夜間であろうと、休日であろうと対応してもらえるサービス提供事業所、機関が整備されていることが前提



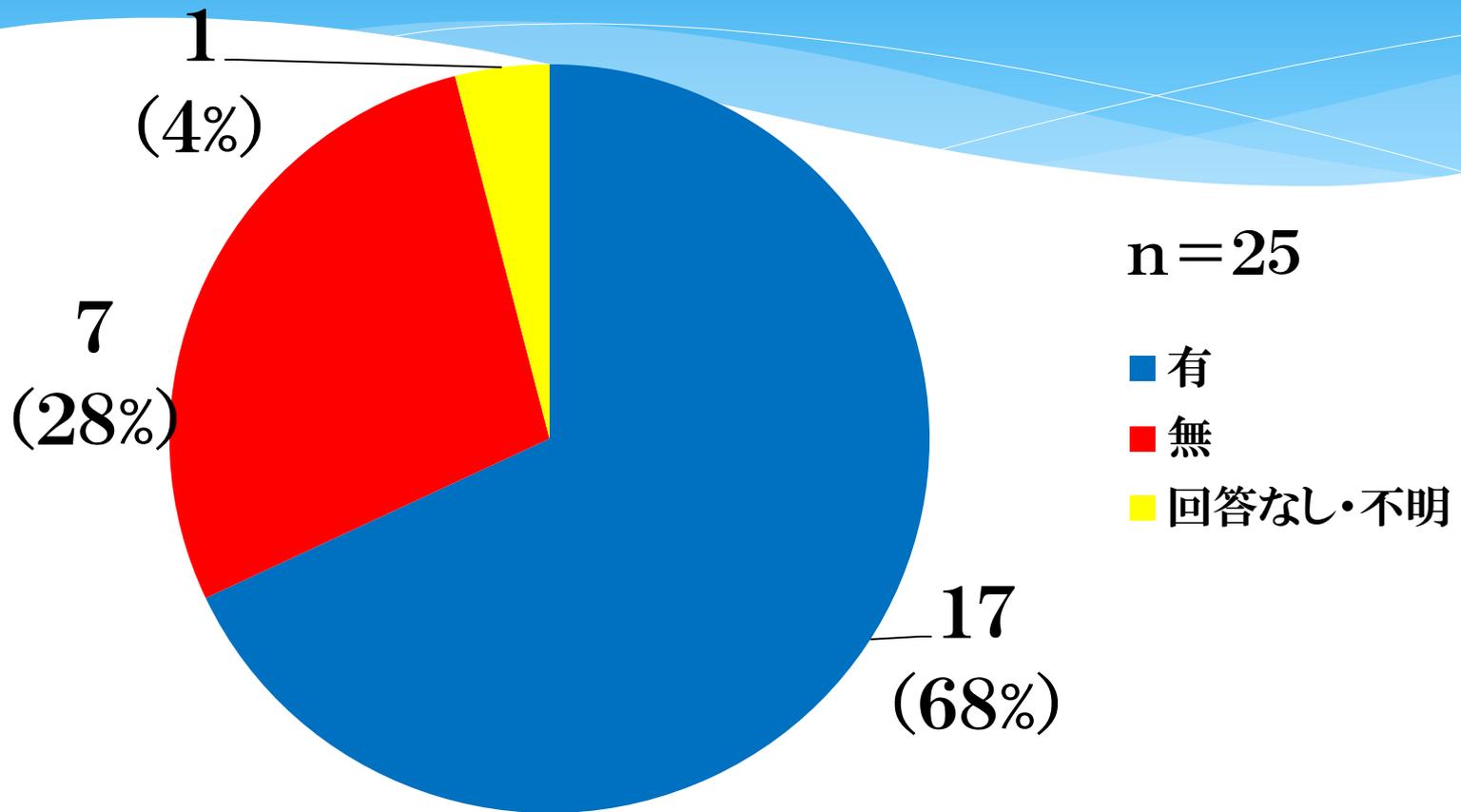
## 4. 既利用者への24時間365日対応または電話対応



# どのような条件・体制であれば可能か

- 人員の確保、それに見合う報酬
- 緊急時の定義付けを行った上で、その定義に合致する事案であれば対応可能

## 5. 登録制の有無



## 6. 「緊急時の支援が見込めない世帯」の定義

- 独居世帯
- 複数人が障がいのある世帯
- 介護者が高齢の世帯
- 福祉サービスとの繋がりが無い障がい者
- 全ての障がい者

## 7. 地域移行支援、地域定着支援が体験の機会・場の機能を有しているか

### 肯定的なご意見

- ・精神障がい者の場合は有していると考えられる

### 否定的なご意見

- ・利用しやすい制度に変わらない限り進んでいかない

## 8. 地域移行を希望・可能な障がい者数

**GH・・・112名**

一般アパート・・・5名

その他・・・2名

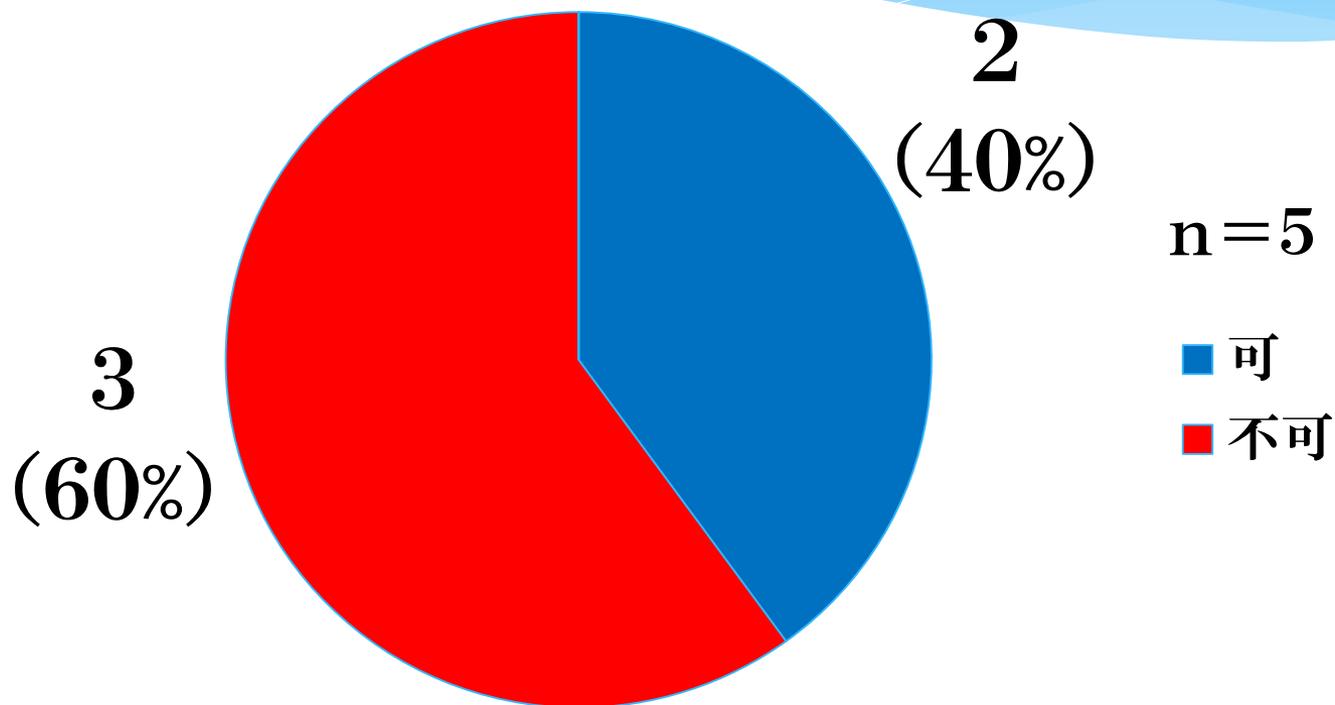
## 9. その他、ご意見

- 人材不足
- 登録制にすると対象者が限定されてしまうのではない
- 障害福祉サービスを受けていない障がい者等への相談窓口を確保することが大切
- 地域移行支援、地域定着支援を行える相談支援専門員が少ない
- 既に障害福祉サービス等で支援が確立している障がい者への相談窓口の必要性を感じない



# ①相談(施設入所支援)

## 1. 夜間、登録者に対しての一次対応



# どのような条件・体制であれば可能か

- 輪番制
- 人員の確保、それに見合う報酬
- 夜勤者で判断つくことなのかどうかにもより、責任や負担を感じる可能性がある

## 2. 地域移行を希望・可能な障がい者数

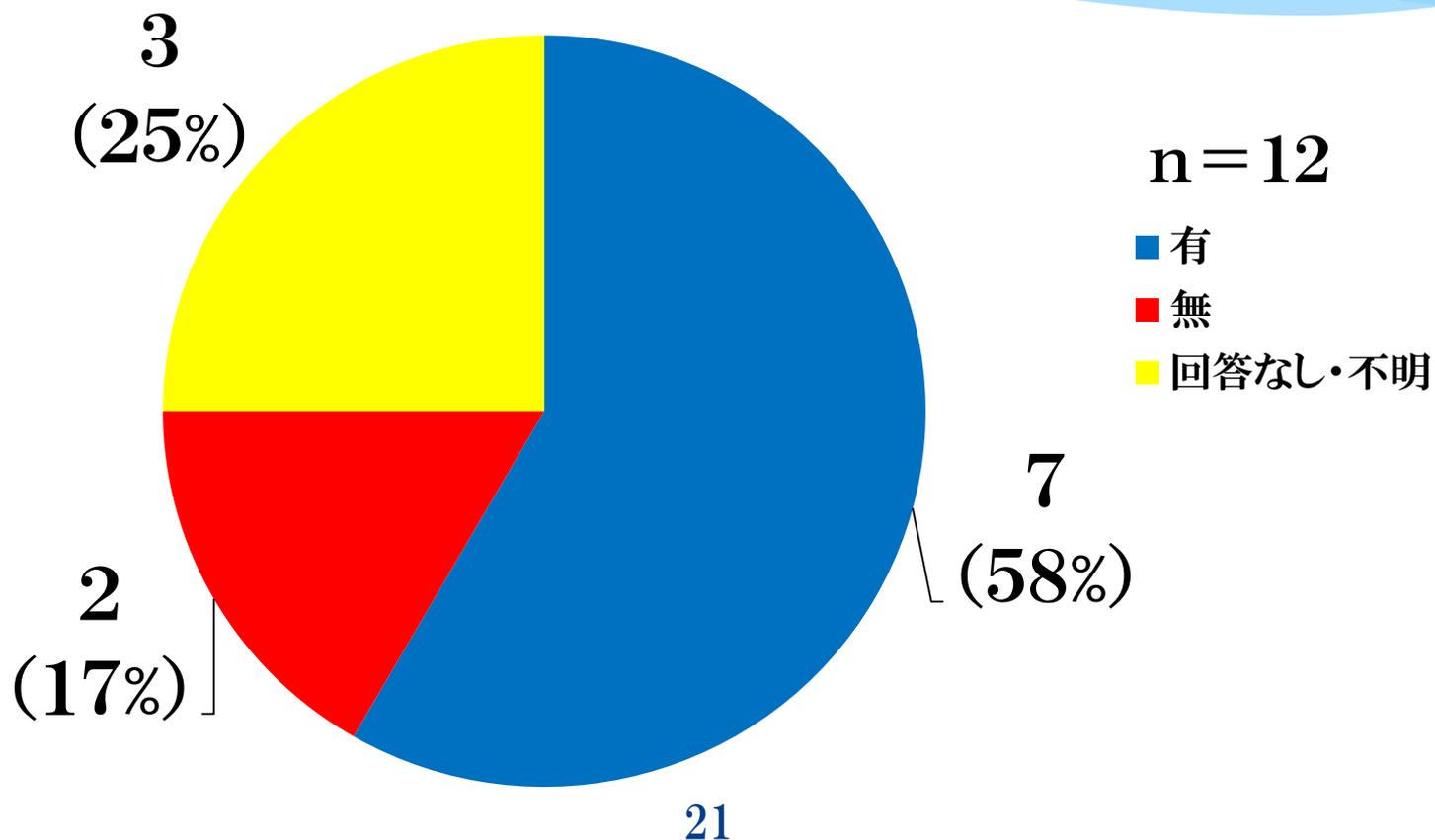
GH・・・2名

本人は地域移行の希望はあるが様々な理由により  
困難・・・2名



## ②緊急時の受け入れ・対応 (短期入所・宿泊型自立訓練事業所)

### 1. 空床を確保する必要性



## 必要性「有」と回答した主な意見

- 障がい者の不安を解消できる
- 事業所の稼働率が上がっており、緊急の依頼があっても対応できない状態であるため

## 必要性「無」と回答した主な意見

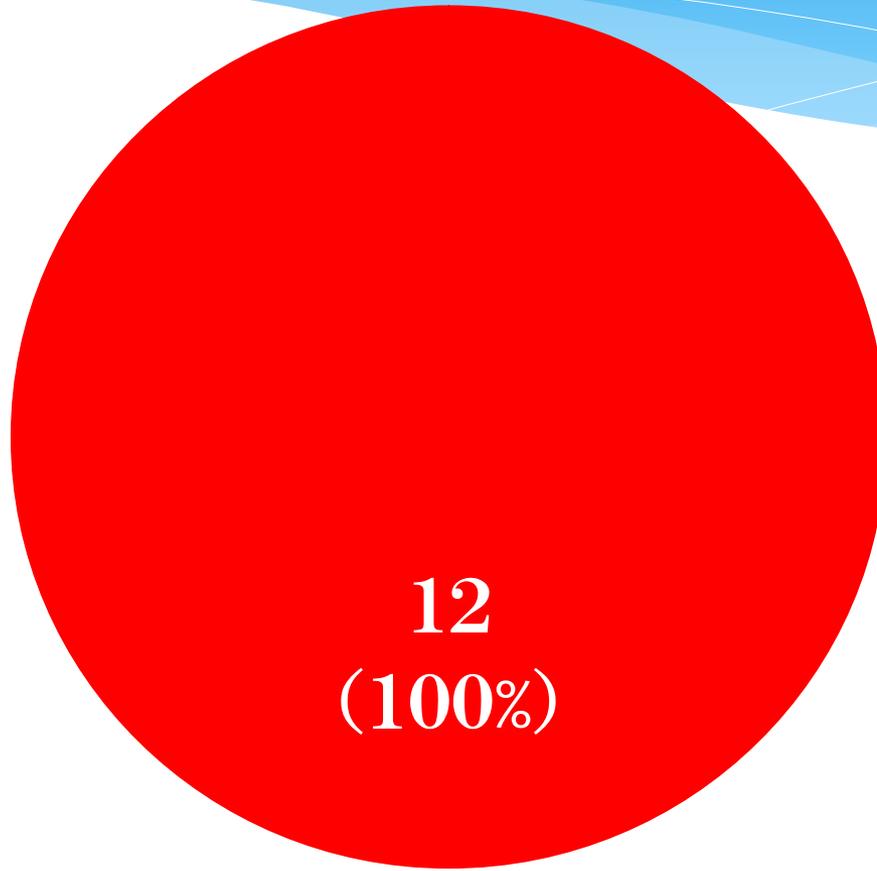
- 空床確保によるサービス量の減少が懸念される

## 2. 登録制とする場合の定義

- 独居世帯
- 複数人が障がいのある世帯
- 介護者が高齢の世帯
- 福祉サービスとの繋がりが無い障がい者
- 相談支援事業所が必要と認めた者
- ひとり親世帯
- 全ての障がい者



### 3. 空床の確保



n = 12

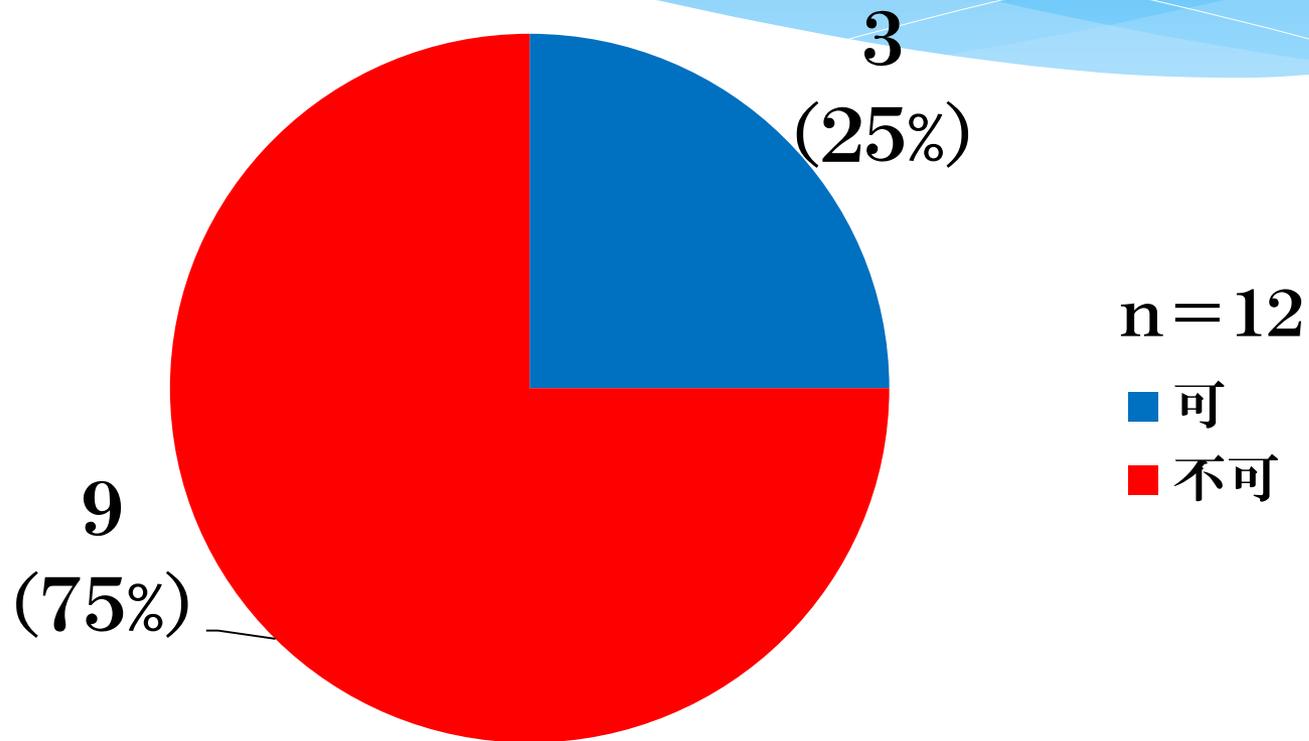
■ 不可

# どのような条件・体制であれば可能か

- 人員の確保、それに見合う報酬

1床確保することは難しいとの回答多数・・・

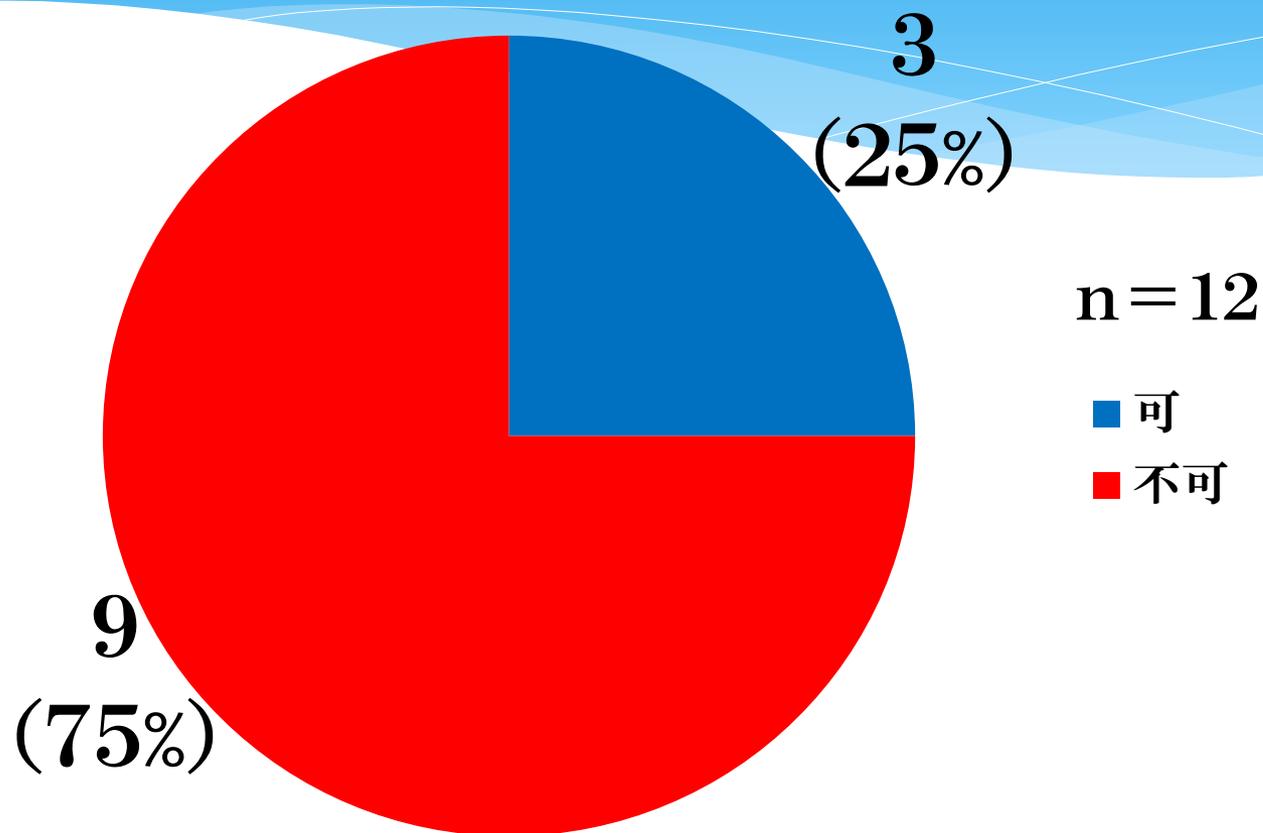
## 4. 輪番制による空床の確保



# どのような条件・体制であれば可能か。

- 平日であれば可能
- 人材の確保
- 空床の確保料

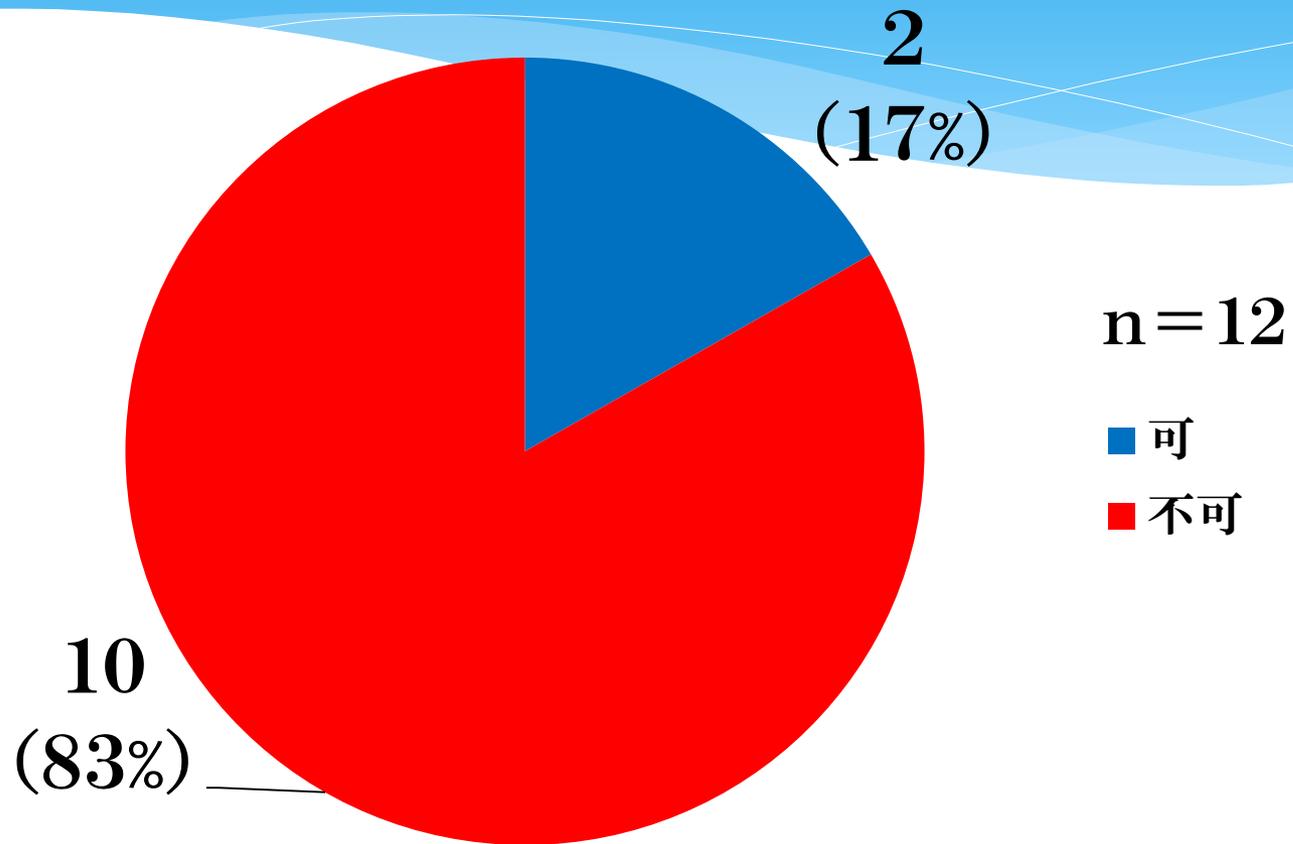
## 5. ハード面、人員体制等上の受け入れ



# どのような条件・体制であれば可能か

- 人件費の補助

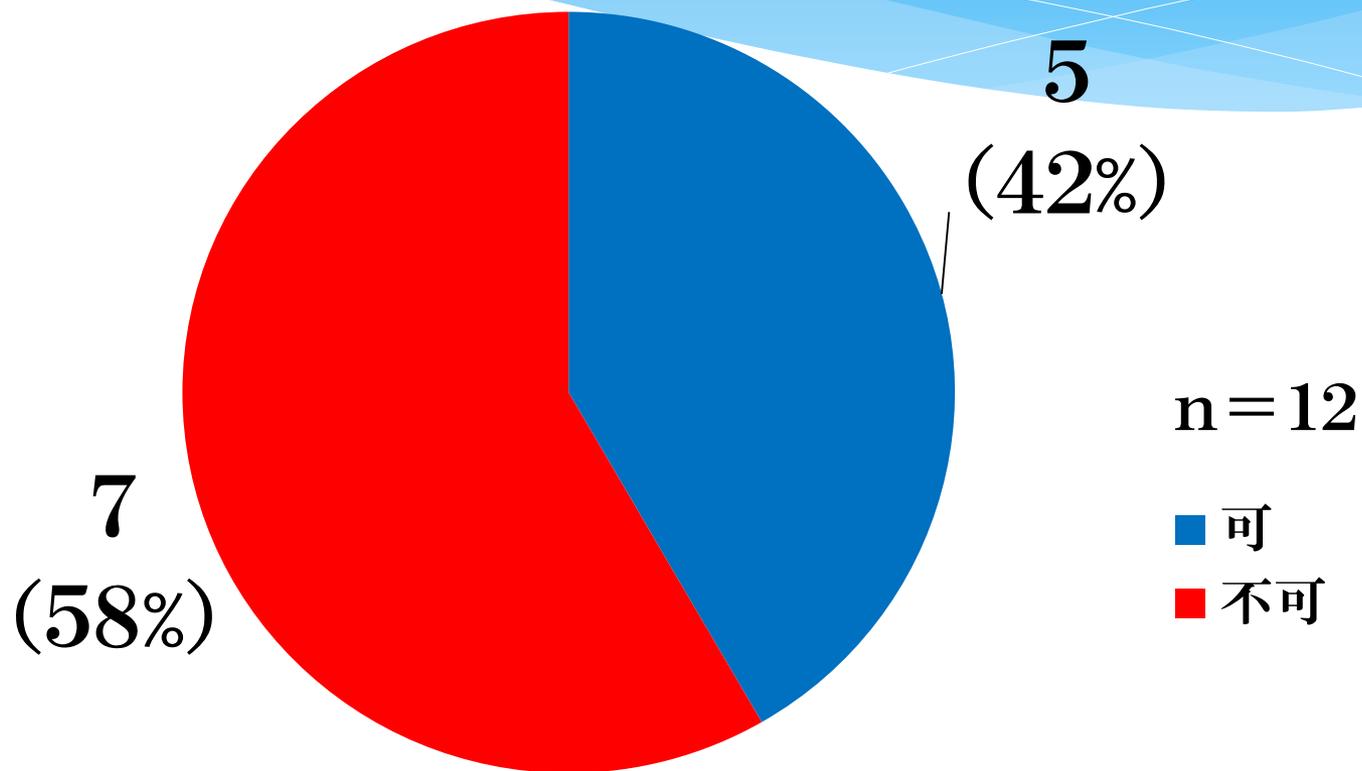
## 6. 基本情報の提供による受け入れ



# どのような条件・体制であれば可能か

- 事前の利用が不可欠
- 人員の確保

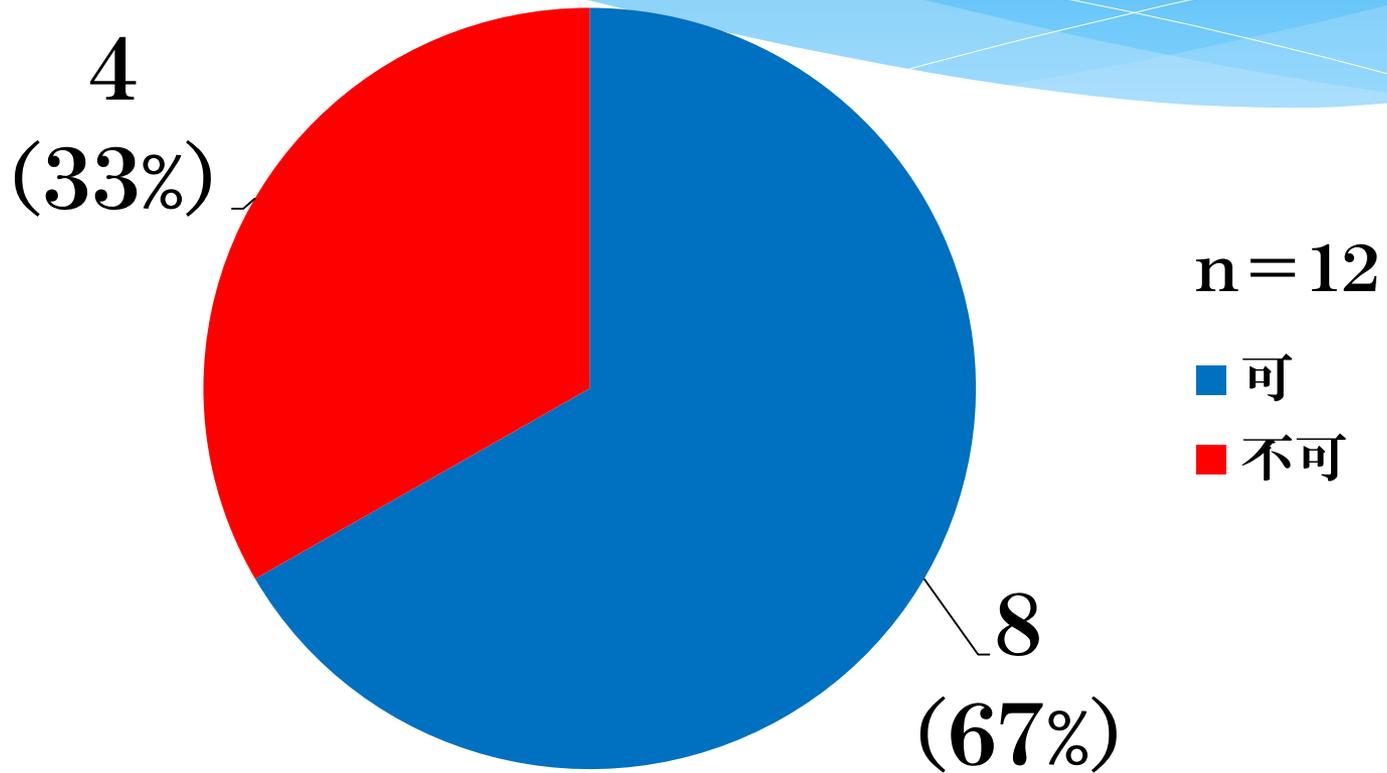
## 7. 利用したことがある障がい者の受け入れ



# どのような条件・体制であれば可能か

- 職員体制が整えば可能
- 1年以内に利用のある方

## 8. 空き情報の提供



## 9. 短期入所の利用が体験の機会・場の機能を有しているか

### 肯定的なご意見

- ・現在も体験の機会として利用している
- ・家族と離れて過ごす時間を経験したことがない方が多い
- ・宿泊型自立訓練は体験の機会・場としての機能を有している

### 否定的なご意見

- ・事業所として通所利用も含めて体験の機会・場の機能を提供しているが、岐阜市全体を考えると有しているとは言えない
- ・体験の重要性を本人及び家族にどうアプローチするか、具体的な方策がないと機能を有しているとは言えない

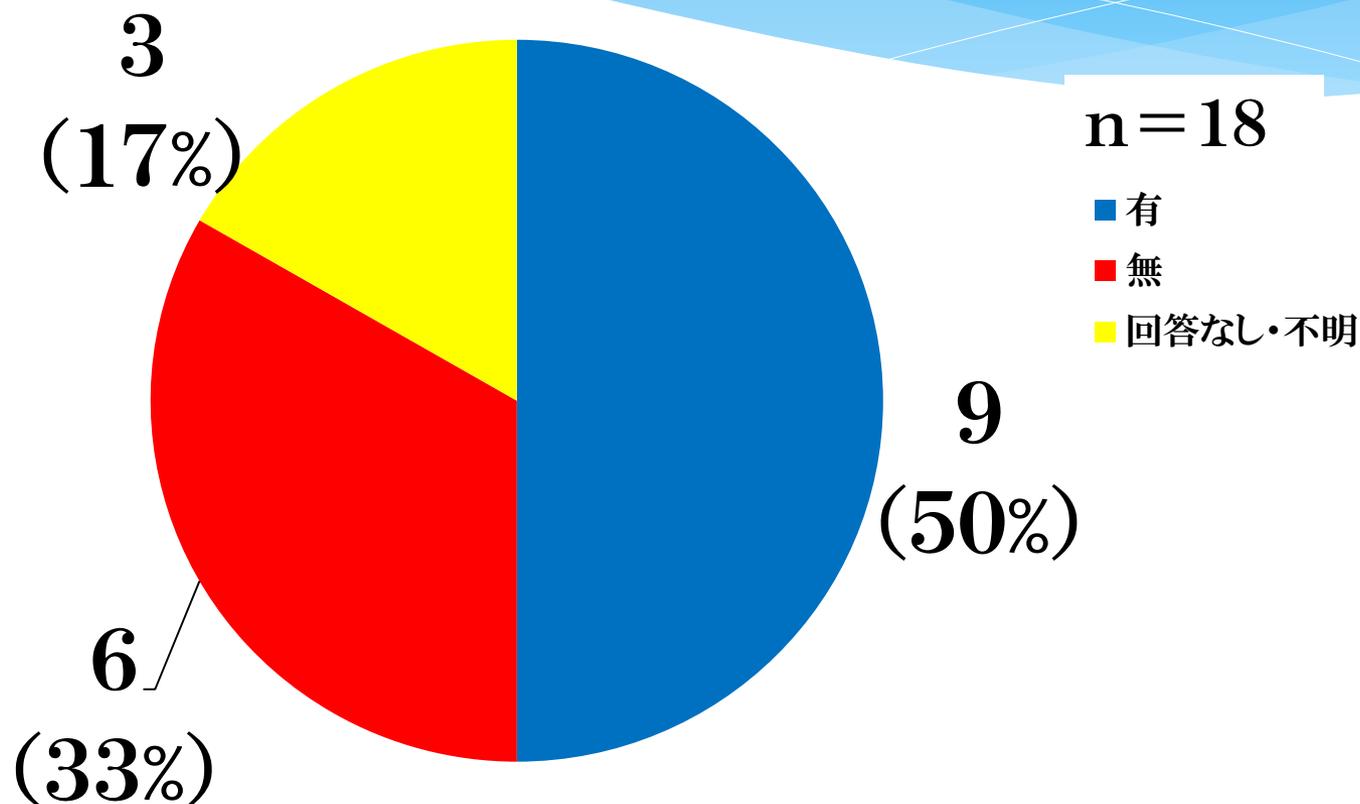
## 10. その他、ご意見

- **相談支援専門員**が障がいの状態像や地域、家庭での状況を把握して、短期入所の利用を計画に盛り込んでいるのではないのか
- 地域の実情だけでなく、**障がいの特性**も踏まえることも重要である。



## ③体験の機会・場（共同生活援助事業所）

### 1. 空き部屋を確保する必要性



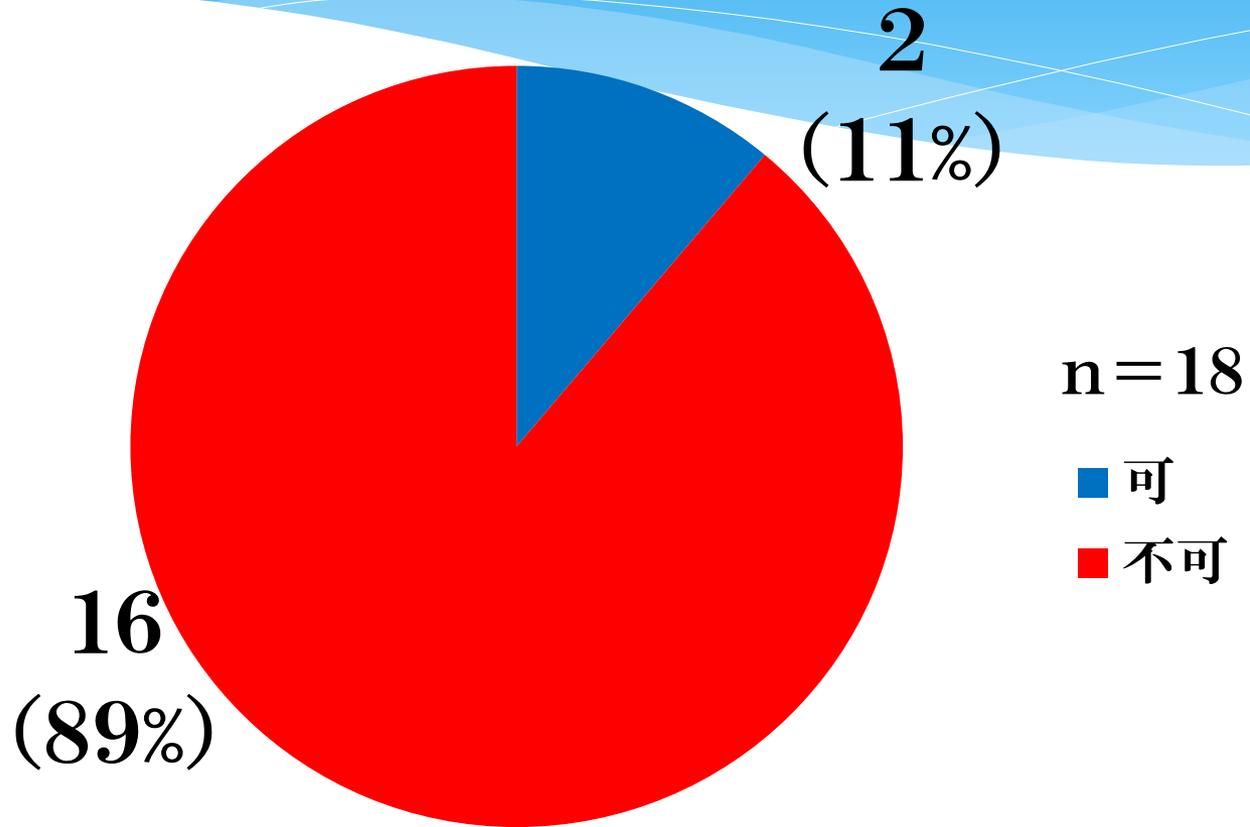
## 必要性「有」と回答した主な意見

- 個人の特性にあったGHを選択することができる
- 事業所もGHに適しているか見極める機会があるとよい

## 必要性「無」と回答した主な意見

- いつ必要になるか定かではないのに、空けておくことが必要だと言いきれない
- 入居できる総数が減ってしまう

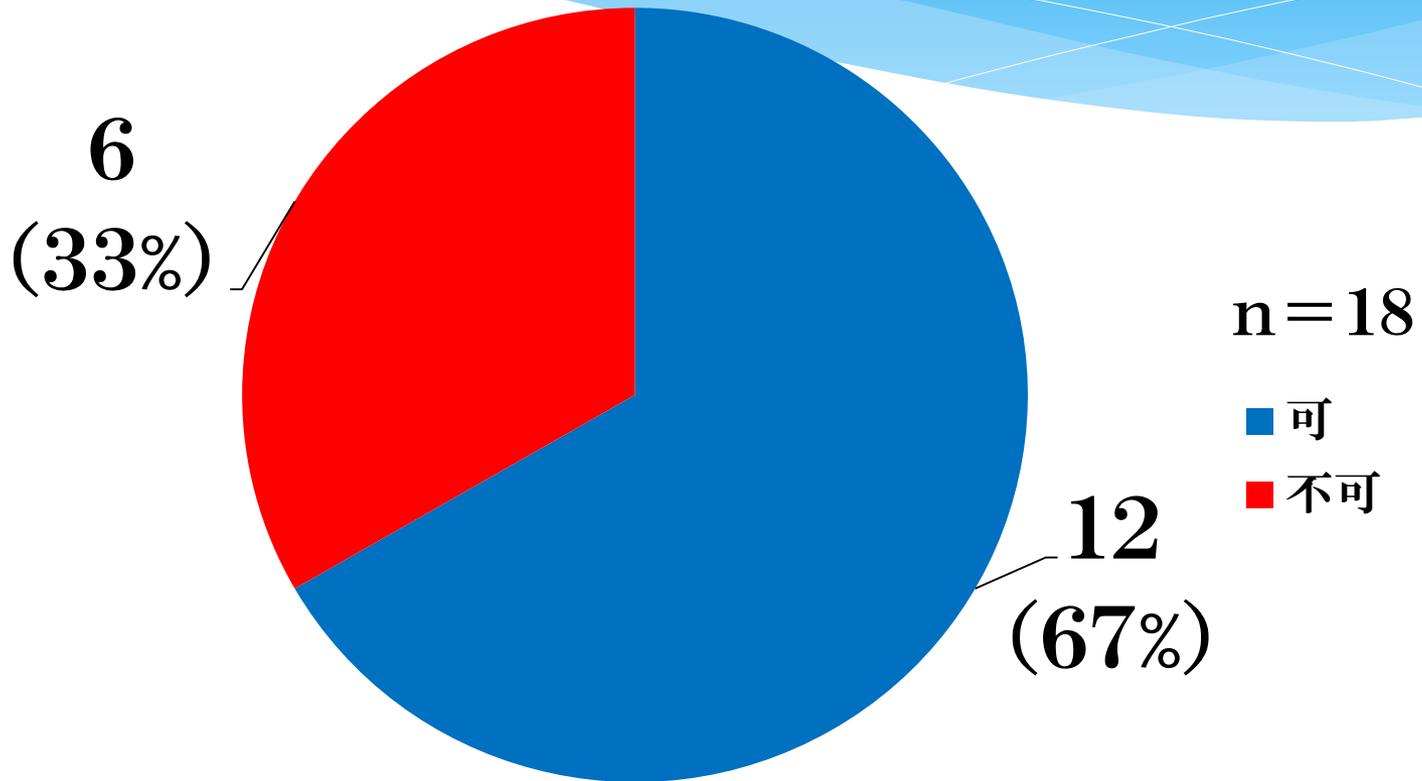
## 2. 空き部屋の確保



# どのような条件・体制であれば可能か

- 家賃等及び空室の確保料
- 一般アパートの利用

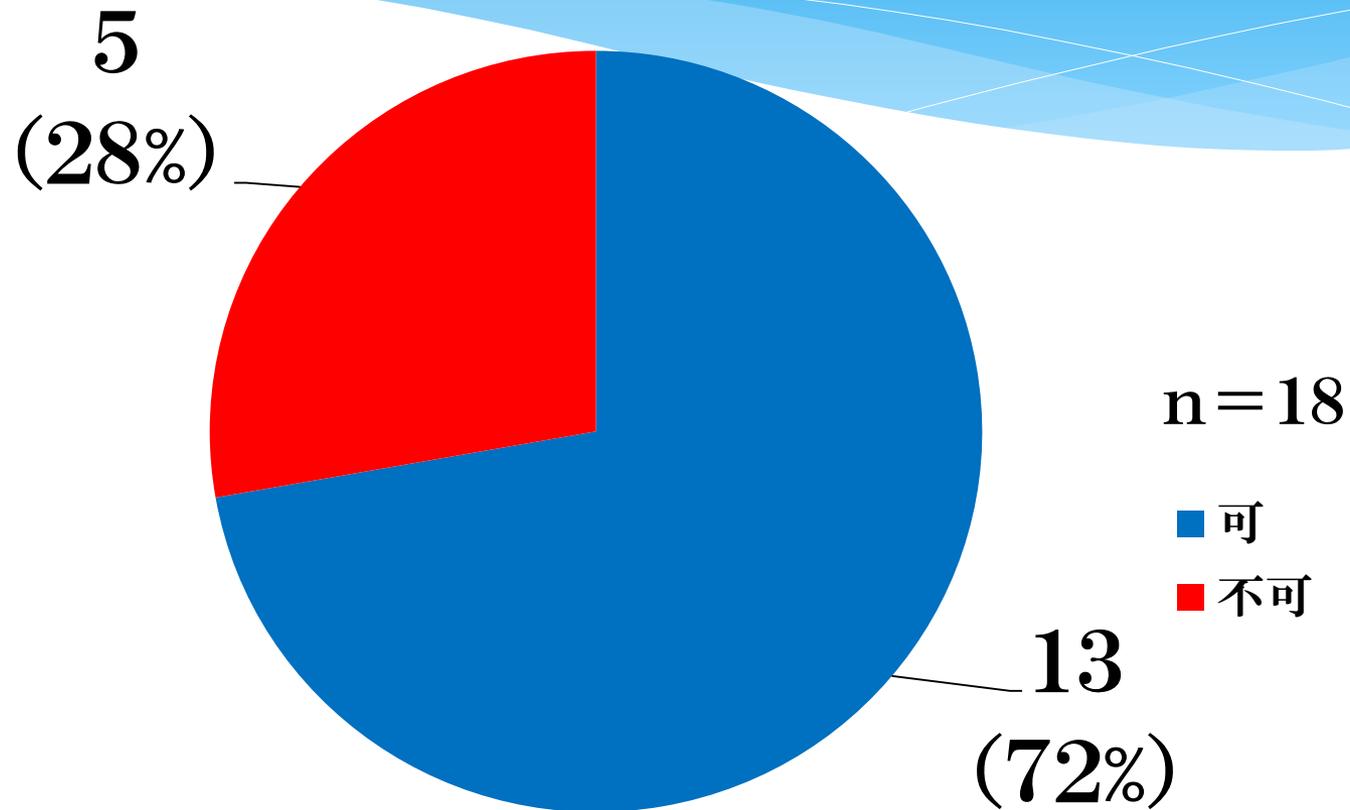
### 3. 体験利用の受け入れ



# どのような条件・体制であれば可能か

- 障害支援区分による（夜間支援の必要のない方）
- 短期入所の指定を受ければ可能

## 4. 空き部屋等の情報提供



## 5. 地域移行を希望・可能な障がい者数

5名

一般アパート等への地域移行はGHにて対応